

附表 1、強制工作之免除、停止執行要件

(一) 免除要件

執行態樣	法律依據	執行逾法定期間	等別	考核成績
刑前強制工作	1.竊盜犯贓物犯保安處分條例第 5 條 2.刑法第 90 條 3.保安處分累進處遇規程第 17 條	執行滿 1 年 6 月	進入第一等	最近 6 個月累進處遇分數達 22 分以上
刑後強制工作	1.組織犯罪防制條例第 3 條 2.保安處分累進處遇規程第 17 條	執行滿 1 年 6 月		最近 3 個月累進處遇分數達 22 分以上
	1.95 年 7 月 1 日施行前刑法第 97 條 2.保安處分累進處遇規程第 17 條 3.保安處分執行法第 39 條準用第 40 條及第 57 條	執行滿 1 年		

(二) 停止執行要件(停止期間應付保護管束)

執行態樣	法律依據	執行逾法定期間	等別	考核成績
刑前強制工作	保安處分累進處遇規程第 17 條第 2 項第 1 款 (依竊盜犯贓物犯保安處分條例宣告者)	執行滿 1 年 6 月	進入第二等	最近 3 個月累進處遇分數達 22 分以上
	保安處分累進處遇規程第 17 條第 2 項第 3 款(依 95 年 7 月 1 日施行後刑法第 90 條宣告者)	執行滿 1 年		最近 3 個月累進處遇分數達 17 分以上
刑後強制工作	保安處分累進處遇規程第 17 條第 2 項第 2 款(依組織犯罪防制條例宣告者)	執行滿 1 年 6 月		最近 3 個月累進處遇分數達 22 分以上
	95 年 7 月 1 日施行前保安處分累進處遇規程第 17 條第 2 項第 2 款(依 95 年 7 月 1 日施行前刑法第 90 條宣告者)	執行滿 1 年		最近 3 個月累進處遇分數達 17 分以上